

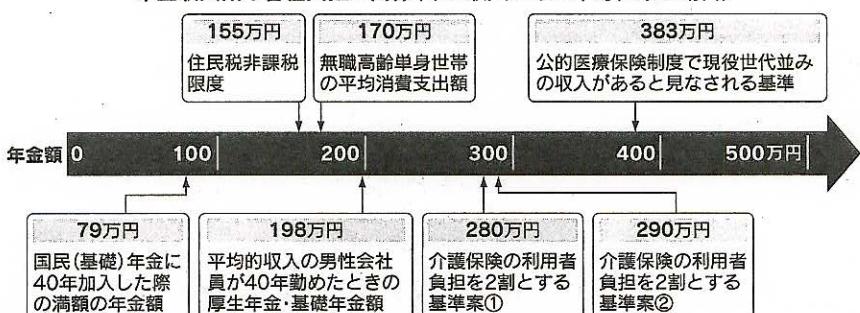
高齢であつても収入が多い人には今よりもさらに負担してもらわう。政府はこんな方向で介護保険制度の改革議論を進めている。限られた富裕層だけに関係する話ではない。大企業の元社員などで負担増になる可能性がある。どんな議論が進んでいるのか。どう備えていけばよいのか。

神奈川県に暮らす斎藤久さん(74、仮名)は元銀行員。年収は厚生年金と基礎(国民年金)の公的年金で約270万円。さらに銀行の企業年金が約190万円あり、合計約460万円。今は元気で悠々自適の生活だ。

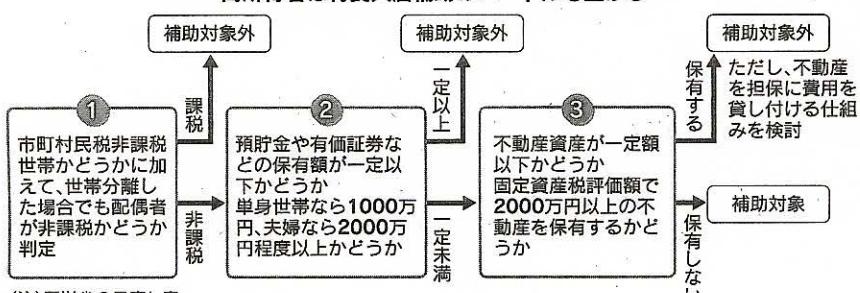
この斎藤さんが要介護状態となり、介護保険を利用するようになつたら、2015年度にも負担が今より倍増するかもしれない。現在、介護保険でヘルパーなどのサービスを利用したとき、利用者負担は使ったサービス費用の1割。これを一定所得以上的人は2割に上げることが検討されているためだ。

## 介護費 高所得者は倍増?

年金収入額と各種負担の関係(年金収入のみの単身世帯の場合)



高所得者は特養入居補助のハードルも上がる



(注)厚労省の見直し案

介護保険改革案の主な項目

一定以上の所得のある人の利用者負担を1割から2割に引き上げ
一定以上の所得のある世帯の月当たり負担限度額を引き上げ
軽度者の介護サービスを全国統一サービスから市町村の独自サービスに移行
特別養護老人ホームへの入居者を中重度者に限定
特別養護老人ホームの入居者への補助を厳格化
低所得者の介護保険料を軽減

## 年金280万円メド 検討

貯蓄で備えを  
このほかにも収入や資産に応じた負担増額がある。24時間365日体制で世話をしている場合の1割負担になる。これと同じ基準を使う方向だ。

200円を4万4400円とする案が出ている。  
これらの中所得者の基準は、これまで現は7歳以上の人のが医者にかかる場合の負担は使った医療費の1割。ただし現役世代並みの収入(単身世帯で年収383万円以上など)があるなら、現役世代と同じように3割負担になる。これと同様の基準を使う方向だ。

ここで「世帯分離」という手法を使えば、世帯全体で結構な収入があつても、個人としては収入が少ないとときに低い所得者を見なされ、補助が受けられることが多かった。先の斎藤さんは世帯の例なら妻が特養ホームに入居するとともに世帯分離すれば、妻の年金は少ないで補助を受けれる」といった結果が生まれたらしい。  
これが実現されるとともに、斎藤さんは妻が特養ホームに入居するとともに世帯分離すれば、妻の年金は少ないで補助を受けれる」といった結果が生まれたらしい。

この内斎藤さんは、「このようない状況への対応の基本は貯蓄。不安だからといって、保険会社の民間介護保険などを加入するのは早計」と話す。ファイナンシャルプランナーの内斎藤さんは、「このよ

うな状況への対応の基本は貯蓄。不安だからといって、保険会社の民間介護保険などを加入するのは早計」と話す。内斎藤さんは、「このよ